

保育利用申込書 郵送提出 チェック兼送付票

令和7年4月利用申込み受付用

- ※ 郵送受付については、申込締切日・提出書類等が「利用のご案内」記載事項と一部異なる点があります。
- ※ 以下の書類の添付または提出期限等を十分にご確認の上、各書類・項目の有無を確認しチェックをつけ、送付してください。
- ※ 提出書類等について、市担当から連絡する場合があります。申込書に記載されている保護者連絡先に連絡します。日中連絡の取れる連絡先を記入してください。
- ※ このチェック表も以下の各種提出書類とともに同封してください。

郵送受付については、以下のチェック項目のうち不備があれば、申込受付ができません。利用調整対象外となります。

	書類名	チェック欄	
①	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書（児童1人につき1枚）		
②	保育を必要とする状況を証明する書類 （父母の状況にあった書類を提出して下さい）	父	母
③	<利用申込児童の父母以外に18歳（高校卒業後）から65歳までの同居家族がいる方のみ> 当該同居家族の保育を必要とすることを証明する書類 ※ 上記の書類の提出は任意ですが、提出がない場合は 利用調整の際に世帯指数の減点対象 となります。		
④	確認同意書		
⑤	マイナンバー確認書類（父母両名の分が必要 ※ひとり親の場合はどちらか一方） 下記のうちいずれか1つを提出して下さい。 ・ マイナンバーカードのコピー（両面のコピーが必要） ・ 個人番号通知カード（氏名・住所等が正しく変更されているものに限り） ・ 個人番号が記載された住民票の写し	父	母
⑥	<弘前市へ転入予定のため申込みする方のみ>（転入予定日： 年 月 日） 下記のうちいずれか1つを提出して下さい。 ・ 転入先（弘前市内）新居の賃貸借契約書または売買契約書（住所・引渡し日・契約者名がわかる箇所）のコピー ・ 転入予定証明書 ※転入先に既に居住する世帯主が証明したもの		

<提出期限>

令和7年4月利用申込みの郵送による受付期日

令和6年12月20日（金）必着

申込期日を過ぎて書類が到着した場合や書類不備等があり申込期日までに書類が整わない場合は、**申込受付ができません**。ご了承ください。

- ※ ご心配な場合は、郵送事故を防ぐために、簡易書留、特定記録郵便等の、配達状況が確認できる方法を強く推奨します。
- ※ 郵便料金不足は、市では受理せず、保護者住所に返送します。提出期限までに、料金不足のないよう再度郵送して下さい。

上記の項目にチェックし、不備がないことを確認した上で送付します。

年 月 日

保護者氏名

※本人が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

（担当及び提出先：健康子ども部子ども家庭課）